

指定活用団体の主な作業スケジュール（イメージ）

参考2

内閣府等

2018年度

2019年度

2020年度

指定日(年内)

4/1

秋頃

4/1

公募締切

業務規程の認可
役員を選任認可
指定活用団体の指定

(1月~2月頃)
基本計画の策定

事業計画等の認可

交付金の初回納付

基本計画の策定

事業計画等の認可

公募期間

審査期間

準備行為実施計画期間

事業計画期間2019

事業計画期間2020

(準備行為実施計画等)
応募資料の作成

審議会における審議

業務規程の認可申請
役員を選任認可申請

(2月末まで)
(準備行為実施計画の費用も予算に反映)
事業計画の認可申請

開所式(予定)

事業報告の届出

交付金の申請

第1号案件

(2月末まで)
事業計画の認可申請

事業報告の届出

全体業務

基本的業務

準備行為実施計画期間の主な作業

○優先的に解決すべき社会の諸課題の決定

○資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成(資金提供契約書等)

○評価指針・マニュアルの作成

○シンボルマークの作成準備、決定

○各種規程等※の整備

○資金分配団体に対する公募・助成に係るICTシステムの企画

事業計画期間2019の主な作業

○資金分配団体の公募・選定

○交付金の受入れ、管理

○資金分配団体への交付・監督

○システムの設計・構築、試行的運用開始(評価ツール等)

※各種規程等
・指定申請時には、評議員会及び理事会の運営規則や倫理規定、役員の報酬規程、職員の給与規程、理事の職務権限規程等を提出。
・指定申請時に提出していないものとして、出張に関する規程や育児介護休業に関する規程等の組織運営に必要な規程等を整備。

- ① 資金分配団体の選定等
- ② 資金分配団体に対する助成等
- ③ 資金分配団体に対する監督等
- ④ 休眠預金等交付金の受入れ
- ⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究
- ⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動
- ⑦ 適切な評価の実施